

休耕地対策に関して

【ご意見】（令和6年9月20日受付）

隣接する畑が1年ほど前から利用者が高齢化の為耕作されずに雑草が多く茂り手付かずの状態です。

土地所有者に対して知人から下草刈りの依頼をしていただきましたが業者と思われる方数人で数本ある杏の木など伐採して切り倒した木は適当な長さにしてそのまま放置している。

雑草に関しては手付かず状態。全体に人の丈ほどに多く茂り火災の不安、野生動物の住処になりかねない。

このような状況に、農地法、条例等、千曲市としては土地所有者に適正な農地管理をされるような指導、勧告をして頂く事は出来ないのでしょうか？

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

お問い合わせをいただきました農地管理について、千曲市農業委員会では、農地パトロール、農業委員、区また近隣からの連絡などにより、雑草繁茂等で適正に管理されていない農地に対し、農地所有者へ適正管理通知を出しております。

該当農地については、現地を確認後、所有者を特定しますので、農地の場所・状況等を農業委員会事務局までお知らせください。

なお、通知については強制力があるものではなく、農地の適正管理をお願いするものであることをお含みおきください。

担当課 農業委員会